

大阪府立中央図書館広告等掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府広告事業要綱(以下「要綱」という。)及び大阪府広告事業掲載基準(以下「掲載基準」という。)に定めるもののほか、大阪府立中央図書館における広告等の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第2条 次のいずれかに該当する広告等は掲載できない。

- (1) 大阪府広告事業要綱(以下「要綱」という。)第3条及び大阪府広告事業掲載基準(以下「掲載基準」という。)を逸脱するもの
- (2) 中央図書館の運営に支障をきたすものと館長が判断したもの
- (3) その他、館長が不相当と認めたもの

(中央図書館広告等掲載審査委員会)

第3条 広告等の掲載の可否を審査するため、中央図書館広告等掲載審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

- 2 前項の審査委員会の委員長は館長を、委員は、副館長、司書部長、総務企画課長、協力振興課長及び資料情報課長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、予め委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審査委員会は、広告等の掲載の申請があったとき、可否について疑義が生じたとき及び委員長が必要と認めたときに、委員長が召集する。

- 2 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことが出来ない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審査委員会の庶務は、総務企画課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、広告等の掲載に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この要領は、平成18年8月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月10日から施行する。